⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び業務仕様書による。
⑷　履行期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日
⑸　履行場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　運送に要する諸費用単価に見込数量を乗じた総合計額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に課税対象金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B又はCの何れかの等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び業務仕様書等の交付場所
①　契約条項を示す場所、入札書の提出場所
〒100―8919 東京都千代田区霞が関２―２―１　外務省大臣官房会計課調達室　野邉　健太　電話03―3580―3311　内線2137
ＦＡＸ03―5501―8097
②　入札説明書及び業務仕様書等の交付場所
外務省大臣官房在外公館課購送班　松川　駿介　電話03―3580―3311　内線3628
ＦＡＸ03―5501―8118
⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴②の場所において随時交付する。
※電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ））からダウンロード可。
⑶　入札説明会の日時及び場所　平成27年２月26日午後３時00分　外務省入札・開札室
なお、本入札説明会に出席を希望する者は、出席予定者を平成27年２月25日午後５時00分までに上記３⑴①までＦＡＸにて連絡すること。
⑷　入札書の受領期限　入札参加を希望する者は、平成27年３月12日正午までに上記３⑴①に示す場所に入札書等を提出しなければならない。郵送による場合は受領期限までに必着のこと。
⑸　開札の日時及び場所　平成27年３月18日午前11時00分　外務省入札・開札室
⑹　問い合わせ先
入札手続関係：上記３⑴①に同じ。
仕様関係：上記３⑴②に同じ。
４　その他
⑴　入札及び契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書及び証明書等書類を入札書の受領期限までに提出すること。なお、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
⑷　入札書の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要。
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した書類を添付して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、次に有利な入札を行った者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　その他　詳細は入札説明書による。
５　Summary
(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kozo Honsei, Director of the Financial Affairs Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs.
(2)　Classification of the services to be procured : 57
(3)　Nature and quantity of the services to be required : Delivery of diplomatic cargo from Ministry of Foreign Affairs to Overseas Establishments of Japan, 1 set
(4)　Fulfillment period : From April 1, 2015 through March 31, 2016
(5)　Fulfillment place : The place will be specified later.
(6)　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ①not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ; ② not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ; ③have Grade A, B or C "offer of services, etc." in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Foreign Affairs (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2013, 2014 and 2015. ④This applies on the condition that the company is not suspended from transactions by the request of the officials in charge of the procurement contract under the control of the Ministry of Foreign Affairs.
(7)　Date and time of tender explanation meeting : 3 : 00 p.m. February 26, 2015
(8)　Time-limit for tenders bring with : 12 : 00 noon. March 12, 2015
(9)　Contact point for the notice : Syunsuke Matsukawa, Overseas Establishments Division, Minister's Secretariat, Ministry of Foreign Affairs 2―2―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8919 Japan. TEL. 03―3580―3311 Ext. 3628

○第11号

１　調達内容
ただし、平成27年度予算成立を条件とする。
⑴　品目分類番号　４、32
⑵　購入等件名及び数量　医薬品及び医療用品類　595品目
⑶　調達件名の特質等　入札説明書による。
⑷　契約期間　平成27年４月１日から平成28年３月31日まで
⑸　納入場所　支出負担行為担当官が指定する場所。
⑹　入札方法　入札書別紙内訳書の品目別予定購入数量に単価を乗じた額の全品目総価額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑺　本調達は、入札及び書類の提出を「紙」にて行うものとする。
２　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　平成25・26・27年度外務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」（医薬品・医療用品類）のA、B又はC等級の何れかに格付けされた競争参加資格を有する者であること。
⑷　本調達物品と同等程度の品目・数量を官民を問わず納入した実績を証明できる者であること。
⑸　外務省及び他の省庁等から指名停止を受けている期間中でないこと。